

平成29年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業取扱要領

制定 平成29年3月31日 静岡県地球温暖化防止活動推進センター

第1 趣旨

静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体（以下「センター指定団体」という。）は、住宅用太陽光発電設備導入支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、住宅用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月28日付け産エ第130号。以下「県要綱」という。）、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの取扱要領の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要領において「住宅用太陽光発電設備導入支援事業（以下「本事業」という。）」とは、住宅用太陽光発電設備の設置者に対する補助事業をいう。
- (2) この要領において「住宅用太陽光発電設備（以下「システム」という。）」とは、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - ア 太陽電池モジュール又はパワーコンディショナの出力のうち、いずれかが10kW未満のものであること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
 - イ 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであること。
 - ウ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であること。
 - エ 第4(1)に規定する補助金申込の受理決定前に、対象システムの補助対象経費に係る部分の工事に着工していないこと。
- (3) この要領において「設置者」とは、次に掲げる要件をいずれも満たす者をいう。
 - ア 静岡県内に所在する住居にシステムを設置する者であること。
 - イ 国及び地方公共団体でないこと。
 - ウ 電力受給契約を結んでいる個人（個人事業主を含む）、法人、又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第25条第1項に規定する管理者であること。ただし、明らかに補助事業者が第三者に住居を賃貸する場合は、その賃借人が電力受給契約を結ぶものを含む。
 - エ 事業を営んでいない個人である場合は、CO₂排出削減事業の実施に関する意思を表明する者であること。
- (4) この要領において「住居」とは、住宅の用途に供する既築の建築物をいう（店舗、事務所等との兼用は可とする。）。

第3 補助の対象及び補助率

(1) 補助の対象

システムの設置に要する経費であって別表に掲げる費用

(2) 補助率（額）

1戸ごとの補助額は、1万円にシステムを構成する太陽電池の公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力等。）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨て。）を乗じて得た額とし、4万円を上限とする。

第4 交付の申込

- (1) 補助金の申込みをする者は、補助金申込書（平成29年度 住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金申込書）様式第1号（個人用）、又は様式第2号（法人用）を1電灯契約毎に記入し、実印を押印の上、次の書類を添付して静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体の長（以下「センター指定団体の長」という。）に提出すること。

提出書類	個人用	法人用
ア 印鑑証明書の原本（申込日から3ヶ月以内に発行のもの）	○	○
イ 対象システムの工事請負契約書（お客様控え） ・注文者は補助金申込者本人であること。 ・注文者名と請負者名があり、捺印、消印された収入印紙が貼ってあるもの。 ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書の両方（太陽電池モジュール等別途購入した場合は売買契約書も必要）で提出可。共に注文者名と請負者名があり、捺印、消印された収入印紙が貼ってあるもの。	○	○
ウ 工事内訳書(値引がある場合は値引き後の金額を記載) *内訳書の請負者印は契約書の請負者印と同一であること。	○	○
エ 工事着工前の写真（日付入りのカラー写真） *対象システムを設置しようとする建物全体写真。 *パワーコンディショナを設置する予定位置の写真。	○	○
オ 建物登記簿謄本の原本（申込日から3ヶ月以内に発行のもの） *申込者の住民票のない「住居」に設置の場合に必要。	◆	○
カ 賃貸借契約書のコピー *申込者とは別の賃借人が電灯契約者の場合	◆	◆
キ 管理会社との管理契約に係る契約書のコピー *電灯契約者が管理会社で申込時に提出可能な場合に提出	◆	◆
ク 事業申告書のコピー *電灯契約者を「屋号」で契約している場合	◆	—
ケ 管理規約と管理者を選任したことを確認できる資料と対象システム設置議決時の議事録のコピー *分譲集合住宅で、区分所有法で規定する管理者の場合に必要 *管理組合法人の場合は法人登記簿謄本と対象システム設置議決時の議事録のコピー	—	◆
コ 会社謄本の原本（法人の場合に必要）	—	◆

※◆印は、該当する場合のみ提出

- (2) 受付期間、申込方法に係る手続きの詳細等は別に定める。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、センター指定団体の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) センター指定団体の長の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をセンター指定団体に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) センター指定団体の長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。
- (6) センター指定団体の長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ア 補助金の交付の条件に付した条件に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) (6)により補助金の交付を取り消した場合には、補助事業者に対し期限を定めて当該取消に係る部分の補助金を返還させること。
- (8) センター指定団体の長は、補助事業者に対し、必要に応じて発電量、売電量、買電量等に関する資料の提供について協力を求めることができること。

第6 計画変更・中止の承認申請

- (1) 補助事業者は補助金受理決定通知書を受領後、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、補助金計画変更・中止承認申請書（平成29年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金計画変更・中止承認申請者）様式第3号（個人用）、又は様式第4号（法人用）を記入押印の上、変更内容が確認できる書類（工事請負契約書等の写し）を添付してセンター指定団体の長に提出し承認を得ること。
 - ア 補助事業の内容の変更（設備容量、型式の変更等）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する額の変更（補助対象経費の変更等）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにセンター指定団体の長に報告してその指示を受けなければならない。

※計画変更を行う場合、補助金交付申請額は増額されることはないものとする。

第7 交付申請（兼 実績報告 兼 請求）

- (1) 補助事業者は、提出期限までに補助金交付申請書（平成29年度 住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付申請書（兼 実績報告書 兼 請求書））様式第5号（個人用）、又は様式第6号（法

人用)を電力受給契約1件毎に記入し、実印を押印の上、次の書類を添付してセンター指定団体の長に提出すること。

提出書類	個人用	法人用
ア 住民票(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)	○	—
イ 対象システムの設置に係る領収書コピー	○	○
ウ 設備認定通知書のコピー	○	○
エ 電力受給契約確認書のコピー(電力契約を証明する書類の写しでも可)	○	○
オ 出力対比表 *原則としてメーカー発行のもの	○	○
カ 賃貸借契約書のコピー *集合住宅の場合で補助事業者とは別の借借人が電力受給契約者の場合	◆	◆
キ 管理会社(法人)と管理契約に係る契約書のコピー *電力受給契約者が管理会社で申込時に未提出の場合に必要	◆	◆
ク システム(モジュール)配置図	○	○
ケ 太陽電池モジュール設置後の建物全体写真(カラー)	○	○
コ 電気を使用する建物(連系点)の建物全体写真(カラー)	○	○
サ 太陽電池モジュールの設置写真(カラー)	○	○
シ パワコン設置写真(設置個所が変更になった場合、着工前写真も必要)及び パワコン銘板写真(保証書又は検査成績書のコピーでも可)(カラー) *銘板写真は型式名、定格出力、製造番号、メーカー名が確認できるもの	○	○
ス 補助金振込先口座の通帳のコピー	○	○

※ ◆印は、該当する場合のみ提出

(2) 提出期限

事業完了日(電力受給開始)から起算して30日以内又は平成30年3月12日のいずれか早い日まで

第8 その他

センター指定団体の長は、本事業の実施に関し、その他必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成29年度分の補助金に適用する。

別表

補助対象経費となる項目(消費税は除く)

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)※
その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)
設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事・安全対策等を含む)

※蓄電システム等とパワーコンディショナを併用している場合は、当該補助金での補助対象から除外する。